

(別記)

既存添加物の販売並びに製造及び使用に係る実態調査実施要領

1. 調査対象

既存添加物のうち、安全性評価が完了していないもの及び成分規格（日本食品添加物協会の自主規格含む。）が存在しない62品目（以下「既存添加物」という。別添1参照）。

なお、今回の調査は、器具又は容器包装の原材料として用いられているものについては対象としないので申しでないこと。

2. 申出を行う者

原則として、既存添加物の販売並びに製造及び使用（以下「販売等」という。）を行う事業者又は既存添加物を使用した食品の販売等を行う事業者から申し出ること。ただし、既存添加物の製造又は販売を行う事業者が自らの製造受託元又は販売先の事業者等に対し情報収集を行い、申出する場合においてはこの限りではない。

3. 申出の方法等

(1) 調査対象の品目を販売等していない旨の報告は不要である。

(2) 調査対象品目につき添加物としての販売等の実態がある場合には、令和7年5月31日までに以下の登録フォームにて必要事項を記入すること。

登録フォーム：https://contact.caa.go.jp/standards_evaluation/webform-012.html

なお、登録フォームによる申出ができない環境下にある場合には、別添2の様式を以下のウェブサイトからダウンロードし、必要事項を記載の上、関連する書類と共に以下の連絡先に電子メールに添付して送付することも可能である。

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/food_additives/common_knowledge_003/

連絡先：消費者庁食品衛生基準審査課添加物係

電子メール g.kijunfap@caa.go.jp

- ① 電子メールにて申出を行う場合、別添2は、必要事項を記載の上、マイクロソフトExcelファイルの形式で送付すること。また、記載欄の追加・削除は行わないこと。

- ② ①に関連する書類等を添付する場合は、該当する書類をPDF形式で別添2と併せて送付すること。

4. 申出書等の記載時の留意点等

- (1) 別添2第1に以下の情報を記載すること。

- ① 既存添加物名簿番号及び名称

ドロップダウンリストから該当するものを選択すること。

- (2) 別添2第2に以下の情報を記載すること。

- ① 申出日
- ② 申出を行う企業等の住所
- ③ 申出を行う企業等の名称
- ④ 担当者連絡先

所属、氏名、電話番号、FAX番号及びE-mailをそれぞれの記載欄に入力すること。

- ⑤ 申出を行う企業の関与状況

ドロップダウンリストから「既存添加物を製造している」、「既存添加物を販売している」、「既存添加物を製造及び販売している」、「既存添加物を使用した食品を製造している」、「既存添加物を使用した食品を販売している」又は「既存添加物を使用した食品を製造及び販売している」のいずれかを選択すること。

- (3) 別添2第3に、申出する既存添加物に関して以下の情報を記載すること。

- ① 添加物の商品名

既存添加物の商品名を記載すること。

- ② 添加物の販売数量

直近3年間の既存添加物の販売の年間平均重量又は数量を記載すること。

- ③ 添加物の製造工程

既存添加物を製造している場合は、既存添加物の製造工程について記載すること。成分規格が設定されている品目で、製造工程に企業機密等を含むことにより情報提供が困難である場合にはその理由を記載すること。必要に応じて消費者庁食品衛生基準審査課から問い合わせる可能性がある。

また、製造方法に関する補足情報となる資料があれば、申出書と併せて添付すること。

- ④ 添加物の試験成績書の有無

ドロップダウンリストから「あり」又は「なし」のいずれかを選択すること。また、「あり」を選択した場合は、その書類を併せて提出すること。

(4) 別添2第4に、申出する既存添加物を使用した食品に関して以下の情報を記載すること。

① 食品への使用目的

食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)別表第6、別表第7を参考に、既存添加物を食品に使用する使用目的を記載すること。(例:保存料、濾過助剤等)

② 使用対象食品種別

既存添加物を使用している製品の食品種別を記載すること(例えば、「清涼飲料水」「焼き菓子」等)。複数の食品に使用している場合、各製品の種別を同一欄に複数列举して差し支えない。

③ 食品商品名及び製造又は輸入事業者名

直近3年間の既存添加物を使用している製品の商品名及び製品を製造又は輸入する者の名称を記載すること。

④ 食品への使用量・使用方法

既存添加物を使用する際の使用量又は濃度等を記載すること。(例えば、液体の食品1Lあたり添加物100mgを使用する場合は、「100mg/L」等)

また、使用量や使用方法に関する補足情報となる資料があれば、申出書と併せて添付すること。

⑤ 最終食品での添加物残存量

既存添加物を使用する際の残存量等を記載すること。(例えば、食品1kgあたり0.01g残存する場合は、「0.01g/kg」等)

⑥ その他使用方法に関する特記事項

①～⑤に該当しない事項であるが、使用方法等に鑑み食品の安全性に与える影響が極めて限定的であると考えられる場合には、本欄に記載すること。酵素において、失活方法等を規定している場合には、本欄に記載すること。

(5) 以下の情報を添付すること。

申出を行う既存添加物が、現に販売等されていることを証明する書類として、例えば、販売開始当初から現在までの販売等実態に関する資料の写し、販売数量の記載のある納品伝票の写し、原材料表示内容の記載がある原材料表示包材の写し等を添付して提出すること。ただし、既存添加物を複数の会社に販売している場合等は、代表となる一例のみを記載することで差し支えない。

5. その他

既存添加物について、今後、安全性確認等に必要となる検体(原体又は製剤)の提供を依頼することがあるので、その際は協力をお願いする。